

商取引法

科目ナンバリング CIL-212
選択 2単位

品川 仁美

1. 授業の概要(ねらい)

実社会における経験の少ない学生にとって、商法は馴染みの少ない分野に感じられるかもしれない。しかし我々が日常的に行っている経済活動において、当事者の少なくとも一方が商人であることは少なくない。このような商人とはどのような者なのか、商取引とはどのようなものなのかを示し、また、種々の商取引について規律するのが商法である。

一般的に商法に関連する法には、商法(商法総則、商行為法等)だけでなく、会社法、決済法(手形小切手法)などの様々な分野が含まれるが、本講義では商人が行う商取引について定めている商行為法を中心に講義を行う。具体的には、商行為法は商取引についてどのような規定を設けているのか、それはなぜなのかについて理解し、議論を行えるようになることを目的とする。

2. 授業の到達目標

①商法の発展的な授業として、商取引の各種類型がどのようなものか理解し、説明することができる。
②これを規制するルールはどのようなものか、判例だけでなく、実務上どのような扱いをしているのかも含め理解し、説明することができる。

3. 成績評価の方法および基準

小テスト:20%
授業内試験:80%

4. 教科書・参考文献

教科書

近藤光男著 『商法総則・商行為法』(第7版、2018) 有斐閣

参考文献

江頭憲治郎・山下友信編 『商法(総則・商行為)判例百選』(第5版、2008) 有斐閣

5. 準備学習の内容

シラバスの授業内容を参照して、テキストの該当箇所を読む。
次の授業で扱う範囲を理解した上で、日経新聞等の中で関係するニュースを探してまとめてくる。
(詳細は初回授業で説明する)

6. その他履修上の注意事項

「商法総論Ⅱ(商行為)」を履修済みであることが望ましい。
六法は必ず持参すること(アプリでも可)。
授業中の私語等、迷惑行為は慎むこと。
出席していることを前提としているため、授業で配布したレジュメ等は、事後的に配布することはない。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション、商行為法総則①契約の成立に関する規定(申込と承諾)
- 【第2回】 商行為法総則②契約の成立に関する規定(申込の効力、諾否通知義務、ミラーイメージ)
- 【第3回】 商行為法総則③代理及び委任(顕名主義の例外、レターオブインテント)
- 【第4回】 売買①商品の引渡(売主の不履行)
- 【第5回】 売買②商品の引渡(売主の不履行の判例、買主の受領遅滞)
- 【第6回】 売買③商品の引渡(買主の受領遅滞)、商品の受入れ(検査通知義務)
- 【第7回】 売買④商品の受け入れ(検査通知義務の判例)、買主の保管義務
- 【第8回】 売買⑤代金の回収(商事留置権)
- 【第9回】 仲介営業①仲立営業の意義、仲立契約
- 【第10回】 仲介営業②仲立人の義務
- 【第11回】 仲介営業③仲立人の責任、問屋①問屋の意義、問屋と仕切売買の違い
- 【第12回】 問屋営業②問屋と代理
- 【第13回】 問屋営業③問屋の破産
- 【第14回】 問屋営業④問屋の義務
- 【第15回】 まとめと授業内試験